

- 7
- 6、定期昇給は年一回十二月一日實行す
  - 7、事業中の負傷者の扶助は健康保険法又は労働者災害法に依りて行ふ、但健康保険局より支給せらるゝ手當一月未滿のものは一月迄補助し一月以上のものは一ヶ月の掛金迄補助す
  - 8、臨時雇中舊東海組時代よりの人夫は本雇に昇格し、本年二月以後に雇入れたる臨時人夫に對しては一日十錢の昇給をなす  
其他臨時雇は勤務振に依り小頭連中と協議人選の上本雇に昇格せしむ
  - 9、臨時雇の割増金は一ヶ月一日乃至二日分を支給す。  
以上

報告第二三七號

日鐵二瀬鐵業所中央炭坑紛議

發生 昭和九年六月三日  
解決 同 六月四日

六月四日